

政策調整会議の概要

開催日：H16.8.5

◎項 目

- 1 公務員の個人責任について【総務部、商工労働部】
- 2 財政危機対応の日程について【総務部】

◎内 容

1 公務員の個人責任について

7月議会において女子大入試ミスに対し議会から個人求償を求める強い意見があったことや、(財)グリーンピア土佐横浪への貸付に対する損失補填等の問題もあり、地方公務員の個人責任及び(財)グリーンピア土佐横浪の職員措置請求の監査結果に対する措置等についての説明を基に勉強会を実施した。

【説明内容】

地方公務員個人はどのような法的責任を負うのか(総務部)

地方公務員が違法な行為をしたときは、自治体、司法当局(警察、検察庁)あるいは住民から法的な責任を問われる。業務の執行にあたっては、まず法的根拠に還ってみる必要がある。

行政上の責任としての懲戒処分

任命権者は、職員がその職務について法令上の制約や義務に違反した場合、あるいは全体の奉仕者にふさわしくない非行があった場合に、懲戒処分(免職、停職、減給、戒告)を行う。(地方公務員法29条1項)

職員であるために受ける刑事上の責任

公務員でなければ犯せない種類の犯罪(守秘義務違反)や、会社員が会社で同様なことを行った時よりも重い処罰を受ける(公用文書の毀棄罪)ことになる。

なお、一般に刑事事件を起こして、禁錮以上の刑(死刑、懲役、禁錮)に処せられた(執行猶予を含む。)職員は失職する。(地方公務員法16条2号)

職員が負う民事上の損害賠償責任

1 損害賠償をした自治体からの求償(国家賠償法)

ア 公権力の行使にあたる職員が故意又は過失により行った公務の内容が違法で、その違法行為が原因で住民に損害を与えたときは、被害者住民からの請求により、自治体が損害賠償を負う。(1条1項)

イ 職員が故意又は重過失によって、事件・事故を起こしたときは、自治体は、賠償金の全部又は一部の支払いを、その職員に求めることができる。(1条2項)

2 民法上の不法行為による損害賠償(民法709条)

ア 職員が故意又は過失により、私的な行為によって、自治体に損害を与えた場合は、損害額を賠償 (例) 公金窃盗

イ 国家賠償法の対象にならない「純然たる私経済作用」を行う職員が故意又は過失により、公務によって、住民に損害を与えた場合は、損害額を賠償 (例) 医療過誤事件

なお、自治体も民法715条の使用人責任の規定により、賠償責任を負うことがある。

3 長による賠償命令(地方自治法243条の2)

ア 現金を扱う職員が故意又は過失により、現金をなくした場合は、その損害額を賠償

イ 職員が、故意又は重過失により、自治体が所有する物品を、壊したり、紛失した場合には、その損害額を賠償

ウ 支出負担行為、支出命令、支出又は支払いの権限を有する職員(直接補助する職員を含む)が、故意又は重大な過失により、当該行為をしたこと、又は怠ったことにより自治体に損害を

与えた場合は、その損害額を賠償

エ 職員が自主的にア、イ、ウの損害を賠償しないときは、長が監査委員の決定に基づいて、その職員に賠償命令を発する。

オ その他の職員は、民法の規定に基づく損害賠償責任を負う（故意又は重過失）という判例がある。

4 住民訴訟による損害賠償（地方自治法242条の2号）

ア 住民訴訟は、住民が自治体による公金などの財産の無駄遣いを防ぐことをねらいとした訴訟

イ 住民は、監査委員に対する監査請求を経て、住民訴訟を提起できる（監査請求前置主義）

ウ 住民が、違法な「財務会計行為」をした「職員」に損害賠償を行うように、自治体に対し求めていく訴訟

エ 裁判所の裁判は、一般的には自治体の長など執行部に一定の政策的な裁量権を認めたとうえで、当該「裁量権の逸脱又は濫用」の有無という観点から、財務会計行為の適否を判断しているものと思われる。

高知県庁における状況

1 訴訟の現状（H16.8.4現在）

県を当事者とする訴訟・・・32件

職員を被告とする住民訴訟・・・7件

2 法律相談の現状

相談件数 H10に比べH15は1.5倍

法律相談員 現在3名（弁護士）

高知県職員措置請求の監査結果（（財）グリーンピア土佐横浪）に対する措置について報告（商工労働部）

1 （財）グリーンピア土佐横浪の破産について報告

（1）財団の破産について

・ H16.6.25 理事会において「破産申し立て」を議決

・ H16.6.28 高知地裁あて破産の申し立て、同日破産決定

（2）2月議会の産業経済委員会報告後の経過

・ H16.3.29 平成15年度包括外部監査報告

・ H16.4.7 住民監査請求

・ H16.6.4 住民監査請求に基づく監査委員の勧告

・ H16.6.30 住民訴訟

（3）財団債務に関するこれまでの動向

・ H16.2.12 県及び金融機関に債権放棄の要請

（4）県債権の取扱いに関するスケジュール

・ 破産債権の届け出

・ 第1回債権者集会

・ 債権の種別、金額に応じた配当

・ 破産終結

不納欠損処理

（5）今後の対応

・ 監査委員勧告への措置

H15年度貸付金(4,808千円)については、H15年度まで財団を運営することの公益性を理由として補填しないことを通知

【主な意見】

・ 議会の議決を得て実施した場合、議会はどうなるのか。公益性を認められたこととはならないのか。

議会自体は住民訴訟の適用外である。

違法性の判断は、執行段階での具体の中身であり、議決を得ていることは免罪符にはならない。

故意、過失の面で考慮される場合はあるが、説明がきちんとしてられているかどうかにもよる。条例に基づいていても条例が法律違反だとされると責任を問われることになる。

- ・グリーンピアの件は、地方自治法242条の2号の住民訴訟による損害賠償か？
手続きはそうであるが、実際には、地方自治法243条の2の長による賠償命令で、「支出負担行為、支出命令、支出又は支払いの権限を有する職員が、故意又は重大な過失により、当該行為をしたこと、又は怠ったことにより自治体に損害を与えた」として損害賠償が請求されている。
- ・貸付金で実施しているために違法となっているが、補助金で実施した場合はどうか？
グリーンピアの場合は、監査委員は無利子の貸付金は補助金と同じ扱いをすべきとしている。
補助金であれ、貸付金であれ、支出対象の公益性について十分注意して支出する必要がある。特に、一企業に対する補助金の公益性についても証明できないと、責任を問われるかもしれない。
- ・経営収支が心配される三セクは他にあるか。
文化環境部の3団体（医廃センター、魚さい加工公社、エコサイクルセンター）、森林局の1団体（森林整備公社）は、長期的に収支がどうなるか。
- ・今までの判例では、重過失の判断はほとんど故意と同じくらいのものであり、仕事上のミスについては範囲外であったが、最近はどんどん重過失の範囲が広がってきているように思う。

2 財政危機対応の日程について

財政危機対応の庁内作業の日程について、概要説明を行った。（総務部）

【説明内容】

7月議会で危機宣言後、7月14日に本庁課長以上への勉強会を実施。その際の知事説明部分を収録したビデオも各部に配布しているので、各部局において勉強会等を実施していただきたい。

本日（8月5日）から、財政課と各課室の事務事業見直しに関する調整を実施。部局長との協議は8月11・12日を予定している。9月議会前（9月3日予定）に知事との協議を実施し、9月中旬に「財政危機への対応指針」を策定の予定。

【主な意見】

- ・関係団体や地元対応については、財政課との協議の後にするという認識でよいか。
協議が終了した後での対応をお願いしたい。